



《会計・税務の知識》

ねじれ国会と企業の税金

平成20年度税制改正関連法が1ヶ月遅れで4月30日に成立しました。

租税特別措置法は3月末で切れる時限立法となっているので、単なる1ヶ月遅れではなく、1ヶ月の税務上の空白が生じました。

(1) 「欠損金の繰戻還付」

今年度は赤字なので、昨年払った法人税を戻してもらえる権利が措置法で停止されていましたが、今回空白の1ヶ月間のみ復活しました。つまり、4月1日から4月29日に決算日があれば繰戻還付請求ができる。決算日を、月末日ではなく（経理泣かせであるが）、社長や子どもの誕生日にしているケースがあるので対象企業が出そうです。

(2) 使途秘匿金課税の特例

相手先を開示できない支出（このメルマガの読者にはこのような支出は無いと思いますが）は、支出額の40%追加課税が行われますが、こちらも4月1日から4月29日までの支出については追加課税が無いことになります。

(3) 交際費

中小企業の交際費上限400万円が青天井になるのではとの憶測がありましたが、こちらは空白期間が無いので留意してください。

ガソリン税の暫定税率廃止を巡って、税制改正は混乱のなか成立しましたが、実務においても大きなねじれが生じました。

『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>